

高浜原発3・4号機の再稼働反対と

避難計画に関する関西広域連合への質問・要望書

関西広域連合 連合長 兵庫県知事 井戸敏三様

関西広域連合 委員会各位

4月14日に福井地方裁判所が出した高浜原発3・4号機運転差止仮処分決定では、基準地震動の過小評価、重要施設の耐震安全性の軽視等を踏まえ「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険」であると断じています。さらに、これらについて、新規制基準が規制の対象としていないことを問題とし、「新規制基準は緩やかにすぎ、これに適合しても本件原発の安全性は確保されていない。新規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。

一方、原子力規制委員会は4月22日に原子力災害対策指針を改定しましたが、改定指針は住民に一層被ばくを強要する内容となっています。これに関して、関西広域連合が4月23日付で国に提出した「原子力防災に関する申し入れ」では、「実測値のみに基づく防護措置の実施、UPZ圏外の地域における防護措置のあり方等について、懸念の残る内容となった」と指摘し、これらについて「明確な根拠をもって説明」することを求めています。また、国への「申し入れ」では、立地並みの安全協定の締結などを求め、「これらが実行されないとすれば、高浜原子力発電所の再稼働を容認できる環境にはない」と表明しています。

これらを踏まえて、以下の質問と要望に答えてください。

福島原発事故を繰り返さないために、仮処分決定を尊重し、高浜原発3・4号の再稼働は認められないと、明確な姿勢を示してください。

【質問事項】

1. 福井地裁の「高浜原発3・4号を動かしてはならない」との決定を受けて

福井地方裁判所は4月14日、高浜原発3・4号を運転してはならないとの仮処分決定を出しました。高浜原発の安全性については、「万が一の危険という領域をはるかに超える現実的で切迫した危険である」と断じています。さらに「新規制基準は合理性を欠くものである」と厳しく批判しています。福島原発事故を二度と繰り返してはならないという、住民の安全を第一とした決定です。

- (1) 4月14日に福井地方裁判所が出した高浜原発3・4号機に関する運転差止の決定は法的効力があり、決定が覆されない以上、高浜原発3・4号機は運転が禁じられています。司法の判断を尊重し、関西広域連合として、関西の住民の安全を守るため、高浜原発3・4号の再稼働に反対であると表明してください。昨年12月25日に国への申し入れも行った関西広域連合として、表明すべきではないですか。

2. 原子力規制に関して、第三者の専門家による委員会の設置について

関西広域連合では、「広域防災局」（担当：兵庫県）、「広域環境保全局」（担当：滋賀県）、「エネルギー検討会」（担当：滋賀県・大阪府）等の部局がありますが、原子力規制基準等について検討する機関はありません。福井地裁の決定は、原子力規制委員会の規制基準のあり方そのものを問題にしています。新潟県などの立地県では、独自に原子力発電所の安全性の問題や避難計画等を検討する委員会が設けられ、国に対しても、積極的に発言しています。

若狭の原発から5km圏内の舞鶴市をはじめ、京都府北部には避難想定人口の半分以上を占める約12万の住民が暮らしています。さらに、琵琶湖が汚染されれば、関西一円に甚大な被害をもたらします。

- (1) これらを考慮して、原子力規制基準等に関して、関西広域連合として独自に検討するために、第三者の専門家による委員会の設置を検討すべきではないですか。

3. 原子力災害対策指針の改定について

原子力規制委員会は、4月22日に原子力災害対策指針を改定しました。

今回の指針改定では：

- (1) 30km圏外のプルーム対策を実施する地域＝「PPA」の概念を削除し、特別な予防的措置は必要なしとしています。30km圏外は基本的に「屋内退避」に限られています。

- ① PPAの予防的措置なしで、住民の安全は守れるのでしょうか。
- ② 関西広域連合の国への申し入れ（昨年12月25日）の第7項目「ようやく検討が始まったPPAにおける防護措置の導入（安定ヨウ素剤の投与、屋内退避等の防護措置等）について、速やかに結果を取りまとめて原子力災害対策指針に反映させること」に反するのではないのでしょうか。
- ③ 屋内退避の開始と解除の基準はどのようなものですか。
- ④ 屋内退避は要援護者にとって大きな負担を強いるのではないですか。

- (2) 30km圏外では、安定ヨウ素剤の準備は必要なしとしています。

- ① これで住民の安全は守れるのでしょうか。
- ② 30km圏外の兵庫県自治体では、篠山市等で既に安定ヨウ素剤の備蓄・配布等が検討されています。このような自治体の取り組みにブレーキをかけることになるのではないのでしょうか。

- (3) 30km圏外では、妊婦・幼児・子どもたちへの特別な防護措置も示されていません。

- ① 特別な措置が必要ではないですか。

- (4) 今までの指針では、一時移転の基準としてOIL2で、20マイクロシーベルト/時が計測されれば1週間以内に一時移転（避難）することになっています。しかし、改定指針では、翌日に再度この基準値を超えなければ避難の判断はしないことになっています。

- ① これで住民の安全は守れるのでしょうか。安全を守る上で、合理性があるのでしょうか。

(5) S P E E D I等の予測的手法は使わず、実測モニタリングで避難等を指示するとなっています。

① これでは、被ばくしながらの避難となり、安定ヨウ素剤の入手・服用の準備もできないのではないですか。

【要望事項】

1. 福井地裁の高浜原発3・4号機の運転差止仮処分決定を尊重し、高浜原発3・4号の再稼働は認められないと表明してください。
2. 原子力規制基準等に関して、関西広域連合として独自に検討するために、第三者の専門家による委員会を設置してください。
3. 原子力災害対策指針の改定版では住民の安全は守れません。規制委員会に撤回を求め、独自のP P A対策などを検討してください。

2015年5月11日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／

脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581